

### ③ 一括表示が認められる例

食品表示法では、個別表示が原則とされていますが、表示面積に限りがあり、一括表示でない表示が困難な場合など、個別表示によりがたい場合や個別表示がなじまない場合に限り、一括表示が認められます。

表示例（一括表示）

名称	そうざい
原材料名	鶏肉（国産）、にんじん、れんこん、こんにゃく、ごぼう、ごま油、ゴマ、しょうゆ、砂糖／調味料（アミノ酸等）、 <b>（一部に鶏肉・ごま・小麦・大豆を含む）</b>

一括で表示する場合は、**代替表記、拡大表記等によりアレルギー表示が省略できる特定原材料についても、全て表示**します。

「**一部に〇〇・〇〇を含む**」と表示します。  
※乳について、一括で表示する場合は、添加物由来であっても「**一部に乳成分・〇〇を含む**」とします。

### （3）栄養成分表示の義務化

食品表示法では、国内で製造、加工、輸入又は販売される食品について、原則、栄養成分の量及び熱量の表示が義務付けられました。（一部免除規定あり）

食品表示基準に従って表示します。

具体的な表示の例

必ず「栄養成分表示」と表示します。

栄養成分表示（1枚当たり）

熱量	25kcal
たんぱく質	0.3g
脂質	1.1g
炭水化物	3.5g
食塩相当量	0.04g

熱量及び栄養成分の項目の表示の順番は決まっています。

食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装、その他の1単位のいずれかを表示します。

表示される値は分析のほか、計算等によって求めた値を表示することが可能です。

消費者庁HPより



\*従来の表示ルールで認められていた「ナトリウム」の量については、「**食塩相当量（ナトリウムの量に2.54を乗じたもの）**」をグラム単位で表示します。

### （4）製造所固有記号の使用ルールの変更

製造所固有記号は、原則として**同一製品を2以上の工場**で製造する場合に限り使用が可能です。（一部例外規定あり）

表示例

製造者	〇〇食品株式会社 <b>+A</b> 〇〇県△△市□-□
-----	---------------------------------

製造所固有記号のお問い合わせ先  
0120-〇〇〇-×××

「**+**」を冠して、製造所固有記号を記入します。

製造所固有記号を使用する場合には、表示責任者に対して**応答義務**が課されます。製造所固有記号に関し回答するものの連絡先として、「製造所固有記号についてのお問合せ先」や「お客様ダイヤル」、「製造所の情報を記載したウェブサイトのアドレス」等を記載する必要があります。

## 2、新たな原料原産地表示制度（食品表示基準一部改正 平成29年9月1日）

「**新たな原料原産地表示制度**」（国内で作られた全ての加工食品の原材料の産地を商品に表示する制度）に関する表示が義務付けられるのは、**令和4年4月1日以降に製造又は加工される一般消費者向けの加工食品**です。

表示例① 原材料に占める重量の割合が最も高い原材料の原産地を表示します。

名称	焼菓子
原材料名	卵（国産）、砂糖、バター、小麦粉、レモンピール／膨脹剤、香料

表示例② 該当原材料が中間加工原材料の場合は原則として「**製造地**」を表示します。

名称	食パン
原材料名	小麦粉（国内製造）、ショートニング、スキムミルク、砂糖、塩、・・・

中間加工原材料の場合は事実に基づき生鮮原材料までさかのぼって表示することも可能です。

（例）小麦粉（小麦（国産））

表示例③ 輸入した原材料を国内で加工した場合は「**原産国名**」を表示します。

名称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉（アメリカ）、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、・・・

中間加工原材料を輸入した場合は、「**〇〇製造**」（〇〇は輸入先の国名）と表示します。

### 【注意】

「原料原産地表示について個別の規定がある加工食品」

食品表示基準別表15に定められた22食品群と個別の5品目には、原料原産地表示について個別の規定があります。これらに該当する場合は注意が必要です。

表示例 おにぎり

名称	おにぎり
原材料名	米飯（米（国産））、鮭、のり（国産）、食塩



「おにぎり」に使用した「のり」は、重量の割合にかかわらず、「のり」の原産地の産地について表示する必要があります。

## 3、遺伝子組み換えに関する表示（食品表示基準一部改正平成31年4月25日）

遺伝子組み換えに関する情報が正しく伝わるよう、任意表示制度が改正されました。（**義務表示に変更はありません。**）

**令和5年4月1日**以降に任意表示を行う場合は、以下のように表示します。

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を**5%以下に抑えている**対象加工食品

適切に分別生産流通管理された旨の表示が可能（例）「大豆（分別生産流通管理済み）」

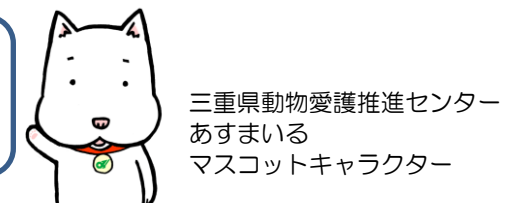
分別生産流通管理をして、遺伝子組み換えの**混入がないと認められる**対象加工食品

「**遺伝子組換えでない**」、「**非遺伝子組換え**」等の表示が可能



ルールに基づいた正しい食品表示を行いましょう！

つむぎちゃん



三重県動物愛護推進センター  
あすまいる  
マスコットキャラクター

き〜ぼう

## 食品表示についてのお問い合わせ

名称	住所・電話番号	所管地域
医療保健部 食品安全課 ※健康増進課	津市広明町 13 番地 TEL: 059-224-2358 TEL: 059-224-2294	県内全域 (食品に関する相談、品質及び衛生に関する表示の相談) ※栄養成分に関する表示の相談
桑名保健所 衛生指導課 ※健康増進課	桑名市中央町 5 丁目 71 TEL: 0594-24-3623 TEL: 0594-24-3625	桑名市・いなべ市・桑名郡・員弁郡・三重郡 四日市市 (注: 食品、衛生に関する相談は四日市市保健所衛生指導課へ)
鈴鹿保健所 衛生指導課 ※健康増進課	鈴鹿市西条 5 丁目 117 TEL: 059-382-8674 TEL: 059-382-8672	鈴鹿市・亀山市
津保健所 衛生指導課 ※健康増進課	津市桜橋 3 丁目 446-34 TEL: 059-223-5112 TEL: 059-223-5184	津市
松阪保健所 衛生指導課 ※健康増進課	松阪市高町 138 TEL: 0598-50-0529 TEL: 0598-50-0531	松阪市・多気郡
伊勢保健所 衛生指導課 ※健康増進課	伊勢市勢田町 628-2 TEL: 0596-27-5151 TEL: 0596-27-5137	伊勢市・度会郡
志摩市駐在	志摩市阿児町鶴方 3098-9 TEL: 0599-43-5111	鳥羽市・志摩市 (食品、品質・衛生に関する表示の相談) (注: 栄養成分表示の相談は伊勢保健所健康増進課へ)
伊賀保健所 衛生指導課 ※健康増進課	伊賀市四十九町 2802 TEL: 0595-24-8080 TEL: 0595-24-8045	伊賀市・名張市
尾鷲保健所 衛生指導課 ※健康増進課	尾鷲市坂場西町 1-1 TEL: 0597-23-3461 TEL: 0597-23-3454	尾鷲市・北牟婁郡
熊野保健所 衛生指導課 ※健康増進課	熊野市井戸町 383 TEL: 0597-85-2159 TEL: 0597-89-6115	熊野市・南牟婁郡
四日市市 衛生指導課 ※健康づくり課	四日市市諏訪町 2-2 TEL: 059-352-0592	四日市市 (注: 品質に関する表示の相談は桑名保健所衛生指導課へ)
	四日市市諏訪町 1-5 TEL: 059-354-8291	四日市市

食品表示法に関する窓口	三重県環境生活部くらし・交通安全課 消費生活センター班 TEL: 059-224-2400
米トレーサビリティ法に関する窓口	三重県農林水産部農産物安全・流通課 食の安全・安心班 TEL: 059-224-3154

消費者庁 食品表示企画 東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1 TEL03-3507-8800

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/)

2020年3月発行

## 食品表示基準に基づいた表示をしましょう

- 令和2年3月31日に食品表示法の経過措置が終了しました。
- 令和2年4月1日からは食品表示基準に基づいた表示がされていない食品は販売できません。  
食品表示法 (平成27年4月1日施行)

【例外規定】令和2年3月31日までに製造又は加工又は輸入された一般消費者向け加工食品については、食品表示法施行以前の表示が認められています。(業務用加工食品を除く)

### 1、食品表示基準 (平成27年内閣府令第10号) に基づく表示

#### (1) 添加物は、原材料と明確に区分して表示します

表示例① 「添加物」の事項名を設ける

名称	焼菓子
原材料名	卵 (国産)、砂糖、バター、小麦粉、レモンピール
添加物	膨脹剤、香料



表示例② 記号「/」で区分する

名称	焼菓子
原材料名	卵 (国産)、砂糖、バター、小麦粉、レモンピール/膨脹剤、香料

\*上記の表示例に限るものではありません。

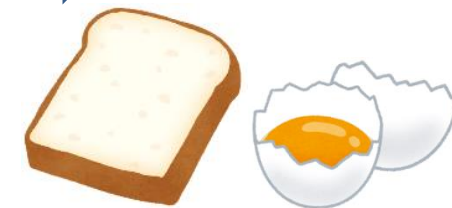
#### (2) アレルゲンの表示ルールの変更

##### ① 特定加工食品が廃止になりました

「特定加工食品」(名称からアレルゲンが含まれていることが分かる食品)は廃止となり、アレルゲン表示が必要となります。

例: パン、うどん (小麦) マヨネーズ (卵) 等

➡ **パン (小麦を含む)、うどん (小麦を含む)、マヨネーズ (卵を含む)** 等



\*注意!

- 「卵白」、「卵黄」については、「卵」の代替表記と認められないので、アレルゲン表示が必要です。  
→ **卵白 (卵を含む)、卵黄 (卵を含む)**
- 「乳」については、「乳成分を含む」、添加物では「乳由来」と表示する必要があります。

##### ② 個別表示が原則です

これまでは、個別表示、一括表示の双方が認められていましたが、**個別表示が原則**となります。

表示例 (個別表示)

名称	そうざい
原材料名	鶏肉 (国産)、さといも、にんじん、ごぼう、こんにゃく、しょうゆ (小麦・大豆を含む)、砂糖/調味料 (アミノ酸等)

\*複数のアレルゲンが含まれる場合、「、」ではなく「・」でつなぎます。

特定原材料に準ずるものとして、「アーモンド」が追加されました。  
(令和元年9月19日「食品表示基準について」一部改正)

